

令和2年度

芦屋市一般廃棄物処理実施計画
(ごみ処理実施計画)

芦 屋 市

芦屋市一般廃棄物処理実施計画（ごみ処理実施計画）

目 次

基本理念及び基本方針	．．．．．P.	1
1 計画区域等	．．．．．P.	1
2 計画期間	．．．．．P.	1
3 処理主体	．．．．．P.	1
4 一般廃棄物の排出状況（ごみ処理フロー）	．．．．．P.	2
5 ごみ処理の評価	．．．．．P.	3
6 課題の抽出	．．．．．P.	5
7 方策の検証及び実施	．．．．．P.	6
8 適正処理（市民・事業者・市（行政）の責務）	．．．．．P.	8
9 収集・運搬計画	．．．．．P.	8
10 中間処理計画	．．．．．P.	13
11 最終処分計画	．．．．．P.	15
資 料	．．．．．P.	16

「第3次芦屋市環境計画」において定めている、本市の目指す環境の姿、「人と環境とのすこやかな関わりを誇れる都市・あしや」を実現するために、本計画における基本理念を定め、経済性も考慮しつつ、5つの基本方針に取り組みます。

基本理念

わたしたち一人ひとりが主役となって、身近なごみを意識し、
持続可能な循環型社会を目指します

基本方針

- (1) ごみの減量化・再資源化の推進
- (2) 中間処理施設の整備、管理運営
- (3) 適正処理の実施
- (4) 収集・運搬体制の整備
- (5) 市民・事業者・市（行政）の協働

1 計画区域等

- (1) 収集区域：芦屋市全域
- (2) 収集面積：18.57km²
- (3) 計画収集人口：95,608人（令和元年10月1日現在）

2 計画期間

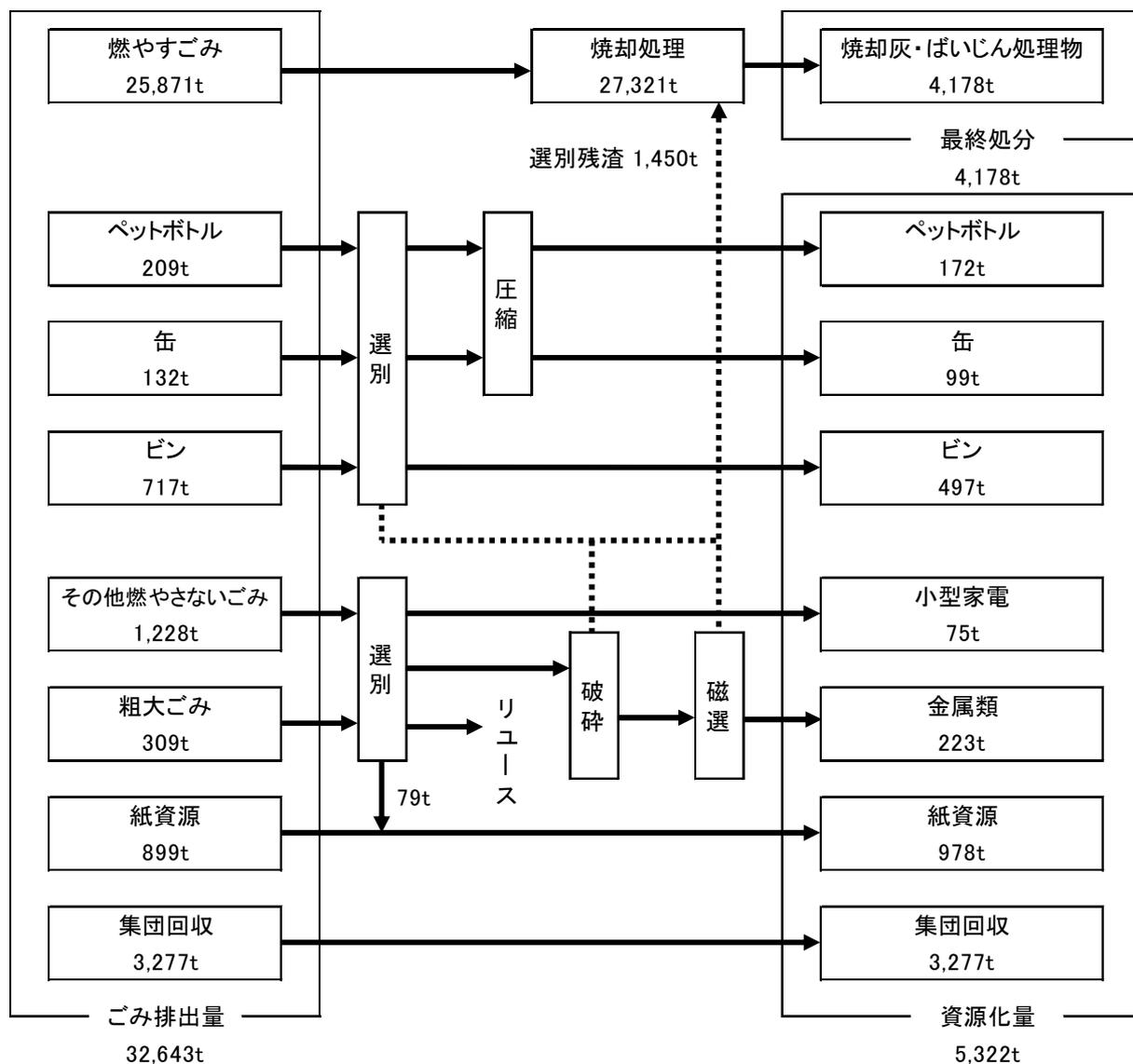
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

3 処理主体

種別	収集運搬	中間処理	最終処分
生活系ごみ	市（直営・委託）	市（委託）	市（委託）
事業系ごみ	排出者自ら 市の許可業者		

4 一般廃棄物の排出状況（ごみ処理フロー）

ごみ排出量に対する焼却施設処理量及び資源化施設処理量等（令和元年度見込み）を下の図に示します。



※焼却灰に関して、一部をエコセメント化（再生資源化）していますが、このフローでは全量を埋立処分と表記しています。

5 ごみ処理の評価

本計画の上位計画である「芦屋市一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画）」（以下「基本計画」という。）において設定した目標値と現況（見込み）の比較結果は次のとおりです。

項目\年度	単位	H30 (実績)	R1 (見込み)	R1 (目標)	評価 (見込み)
① 1人1日当たりのごみ排出量	g/人・日	979.6	932.9	958.9	達成
② 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	g/人・日	551.5	527.1	537.1	達成
③ 事業系ごみ排出量	t/年	9,491	8,963	8,721	未達成
④ 集団回収量	t/年	3,482	3,277	3,955	未達成
⑤ リサイクル率	—	16.3%	16.3%	18.6%	未達成
⑥ 最終処分量	t/年	4,521	4,178	4,906	達成

前年度との比較

排ガス中の水銀濃度が大気汚染防止法の排出基準を超え※、ごみ焼却施設の運転を8月27日に停止したため、市民・事業者の皆さまにごみの排出抑制の協力をお願いしました。その結果、9月から11月のごみ搬入量が前年度比で10%程度減少しました。また、この影響を受けない4月から8月のごみ排出量についても、前年度比で5%程度減少しており、令和元年度1年間のごみ排出量は前年度よりも減少する見込みです。

令和元年度の年間見込み量を算出するにあたって、例年は12月までの実績値を使って1、2、3月を推計し、年間の値を算出していますが、今年度は8月までの実績値を使って1、2、3月を推計し、年間の値を算出しています。

※ ごみ焼却施設における大気汚染防止法に基づく排出基準値の超過について

芦屋市環境処理センターのごみ焼却施設の排ガス中の水銀濃度が排出基準値を超えたため、焼却施設の運転を8月27日に停止しました。原因を究明し、改善対策を講じて9月13日から運転を再開しました。原因究明及び改善対策につきましては、「芦屋市環境処理センターごみ焼却施設排ガス中に水銀濃度超過に伴う原因究明及び改善対策計画」を基に取り組みを進めています。

【参考】他都市との比較（平成28、29年度実績）

出典：一般廃棄物の排出及び処理状況等について（環境省）
兵庫県的一般廃棄物処理（兵庫県）

① 1人1日当たりのごみ排出量（単位：g/人・日）

項目	H28	H29
国平均	925	920
兵庫県平均	941	938
近隣市※平均	926	919
芦屋市	994	990

（店頭回収量含む）

② 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量（単位：g/人・日）

項目	H28	H29
兵庫県平均	631	627
近隣市*平均	644	638
芦屋市	733	723

（店頭回収量含む）

③ 1人1日当たりの事業系ごみ排出量（単位：g/人・日）

項目	H28	H29
兵庫県平均	310	311
近隣市*平均	282	281
芦屋市	261	267

④ 1人1日当たりの集団回収量（単位：g/人・日）

項目	H28	H29
兵庫県平均	75	72
近隣市*平均	90	88
芦屋市	113	109

（店頭回収量含む）

⑤ リサイクル率（単位：％）

項目	H28	H29
国平均	20.3	20.2
兵庫県平均	16.8	16.9
近隣市*平均	18.6	19.7
芦屋市	17.1	17.0

（店頭回収量含む）

⑥ 1人1日当たりの最終処分量（単位：g/人・日）

項目	H28	H29
兵庫県平均	109	—
近隣市*平均	120	113
芦屋市	138	132

※近隣市…神戸市・芦屋市・西宮市・尼崎市・三田市・宝塚市・川西市・伊丹市・猪名川町（最終処分量については、一部自治体を除いています）

6 課題の抽出

昨年度は未達成であった ①1人1日当たりのごみ排出量と ②1人1日当たりの家庭系ごみ排出量については、この度の水銀の影響もあり今年度は目標値を達成する見込みであるが、排出ガス対策後の焼却施設の現状から、焼却するごみの減量は喫緊の課題となっており、未達成である ③事業系ごみ排出量は減少しているものの、④集団回収量、⑤リサイクル率については、年々悪化している状況もあるため、市民及び事業者のごみに関する意識向上を図り、さらなるごみ減量に対する取り組みが必要です。また、水銀使用廃製品が適切に処理されるような取り組みも必要です。

実績値の推移

項目\年度	単位	H28 (実績)	H29 (実績)	H30 (実績)	R1 (見込み)
① 1人1日当たりのごみ排出量	g/人・日	987.3	982.4	979.6	932.9
② 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	g/人・日	556.2	553.3	551.5	527.1
③ 事業系ごみ排出量	t/年	9,188	9,404	9,491	8,963
④ 集団回収量	t/年	3,739	3,582	3,482	3,277
⑤ リサイクル率	—	16.6%	16.4%	16.3%	16.3%
⑥ 最終処分量	t/年	4,851	4,643	4,521	4,178

焼却量(炉への投入量)の推移 (実績値)

日平均

単位:t/日

	H28	H29	H30	R1	R1備考
4月	83.18	82.96	81.65	91.42	
5月	78.17	76.53	77.80	75.62	
6月	96.77	81.12	90.86	84.18	
7月	92.76	90.16	84.30	86.37	
8月	72.49	75.07	79.02	66.24	
9月	82.79	79.08	71.06	71.52	排ガス対策
10月	97.55	83.51	86.86	72.63	29日から2炉運転
11月	96.61	109.93	103.01	138.77	30日間2炉運転
12月	85.48	87.15	91.17	100.66	14日間2炉運転
1月	92.27	84.70	80.17	76.39	19日までの値
2月	68.45	82.73	76.90		
3月	82.57	80.85	80.14		
平均	85.76	84.48	83.58	86.38	
最大	97.55	109.93	103.01	138.77	

7 方策の検証及び実施

本市における令和元年度の方策の検証及び令和2年度の実施内容は次のとおりです。なお、方策を実施するに当たっては、経済性にも考慮しつつ取り組みます。

(取組 : ◎重点 ○継続 ー完了)

NO	方向性	基本計画における方策	分類	令和元年度目標	実施状況	評価	令和2年度の展望	取組
1	新規	マイ食器、マイボトルの利用	発生抑制(リデュース)	【R1重点取組】30年度に行った庁内調査の結果をもとに、審議会等における飲料の提供において、ペットボトル・紙コップの使用量を削減するべく働きかけます。	市役所内の会議で、ペットボトル、紙コップの提供を廃止しました。	○	ホームページ・twitter等にてさらなるマイ食器、マイボトルの利用の啓発を行います。	○
2	新規	「事業系ごみハンドブック」の発行	適正処理	— (平成29年度に完了)	事業系ごみハンドブックの改訂を行いました。	○	令和2年4月に市内事業者へ事業系ごみハンドブックを配布します。	○
3	新規	小型家電及び乾電池回収ボックスの設置	再生利用(リサイクル)	「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」のBOX設置満了期間である平成31年3月末を以て、小型家電回収BOX・充電式電池回収BOXの設置を終了し、ホームページにおいて回収量を報告します。	ホームページにおいて回収量を報告しました。	○	ホームページ・twitter等にて小型家電のリサイクル等を周知します。	○
4	拡充	マイバッグの利用	発生抑制(リデュース)	各種市民向けのイベントの機会を活用し、マイバッグキャンペーンを実施します。	啓発用マイバッグを使用し、第1回・第2回環境フリーマーケット、第2回リユースフェスタで啓発しました。また、1月21日(火)にはダイエー芦屋浜店、2月1日(土)には阪神7市共同で阪急西宮ガーデンズ、イズミヤ阪急西宮店でマイバッグを利用した啓発を行いました。	○	各種市民向けのイベントの機会を活用し、マイバッグキャンペーンを実施するとともに、阪神7市1町とも連携し、周知啓発を行ってまいります。	◎
5	拡充	再生資源集団回収活動の推進	再生利用(リサイクル)	ホームページ等にてさらなる制度の周知を行います。	ホームページにおいて制度の周知を行いました。	○	ホームページ・twitter等にてさらなる制度の周知・啓発を行います。	○
6	拡充	「スリム・リサイクル宣言の店」の推進	発生抑制(リデュース) 再使用(リユース) 再生利用(リサイクル)	事業系ごみ適正処理・ごみ出しルール周知の際、併せて「スリム・リサイクル宣言の店」登録の協力要請を行います。	事業系ごみ適正処理・ごみ出しルール周知の際、併せて「スリム・リサイクル宣言の店」登録の協力要請を行いました。令和2年3月末現在85店舗	○	ホームページ・twitter等にてさらなる制度の周知・啓発を行います。	○
7	拡充	排出事業者責任の徹底	適正処理	引き続き、「事業系ごみハンドブック」を用いて、事業者に対して適正処理やごみ出しルールを周知します。	令和元年9月と12月の2回、収集許可業者を集め、分別やごみ出しの現状について改善を求める説明会を行いました。	○	一般廃棄物収集許可業者とも連携し、市内事業者のごみ出しルールの徹底を推進します。	◎
8	拡充	ごみ処理に関する情報の提供	—	【R1重点取組】ホームページ等において、ごみの減量化・再資源化のための情報発信をさらに充実させます。	・令和元年9月より新たな啓発ツールとしてtwitterを始めました。 ・ごみ処理事業概要をホームページに掲載しました。	○	ホームページ・twitter等において、ごみの減量化・再資源化のための情報発信をさらに充実させます。	○
9	拡充	「家庭ごみハンドブック」「ごみ収集カレンダー」の発行	再生利用(リサイクル) 適正処理	引き続き、平成29年度に発行した「家庭ごみハンドブック」の内容を広報紙、ホームページ等で繰り返し案内することで、12分別やごみ出しルールを周知します。	家庭ごみハンドブック、ごみ収集カレンダーを改訂し、発行(全戸配布)しました。	○	令和2年3月に発行した「家庭ごみハンドブック」の内容を広報紙、ホームページ・twitter等で繰り返し案内することで、12分別やごみ出しルールを周知します。	○
10	拡充	食材や日用品の最後まで使い切り	発生抑制(リデュース)	引き続き、食品ロス削減の一環として、フードドライブのイベントを実施を行います。	・令和元年9月、令和2年1月に計6日間コープこうべと協賛し、市内5店舗でフードドライブを実施しました。 ・第1回・第2回リユースフェスタにて社会福祉協議会と協賛し、フードドライブを実施しました。	○	引き続き、食品ロス削減の一環として、フードドライブのイベント実施を行うとともに、コープこうべの店舗において恒常的なフードドライブを実施します。	○
11	拡充	ごみの展開検査の実施	適正処理	【R1重点取組】引き続き、搬入されるごみの展開検査を実施し、効果的かつ効率的な展開検査について研究します。	水銀濃度超過改善後は約3週間、事業系全展開検査を行いました。以後毎週1台展開検査を行っています。	○	引き続き、搬入されるごみの展開検査を実施します。	○
12	継続	過剰包装の防止	発生抑制(リデュース)	ホームページ、「事業系ごみハンドブック」等により、過剰包装の防止への協力を要請します。	ホームページ、「事業系ごみハンドブック」等により、過剰包装の防止への協力を要請しました。	○	ホームページ・twitter等により、取組事例を紹介するなど引き続き啓発します。	○
13	継続	製品の長期使用	発生抑制(リデュース)	ホームページ等において、製品の長期使用について周知します。	ホームページにおいて、製品の長期使用について周知しました。	○	ホームページ・twitter等により、製品の長期使用例を紹介するなど引き続き啓発します。	○

(取組 : ◎重点 ○継続 -完了)

NO	方向性	基本計画における方策	分類	令和元年度目標	実施状況	評価
14	継続	リユース活動の実施	再使用 (リユース)	リユースフェスタや環境フリーマーケットの機会を通じ、ごみの減量化や環境への意識の向上を図ります。 ○リユースフェスタ(年2~3回) ○環境フリーマーケット(年2回)	・リユースフェスタ年2回実施 ・環境フリーマーケット年2回実施 ・ホームページにおいてリユースショップの活用方法について周知しました。	○
15	継続	環境に配慮した製品等の購入	再生利用 (リサイクル)	ホームページ等において、環境に配慮した製品等の購入について啓発します。	—	×
16	継続	生ごみ堆肥化容器の活用	発生抑制 (リデュース)	段ボールコンポスト等の活用について、ホームページ等において周知します。	ホームページにおいて、段ボールコンポスト等の活用についてに周知しました。	○
17	継続	生ごみの水切り	発生抑制 (リデュース)	生ごみの水切りについてホームページ等において周知します。	ホームページにおいて、水切りについて周知しました。	○
18	継続	12分別の徹底	再生利用 (リサイクル)	ホームページ等において12分別の徹底について周知します。	・分別方法に関するお問い合わせが多い品目について、広報紙とホームページにて繰り返し案内しました。 ・家庭ごみハンドブックに分別早見表を掲載しました。	○
19	継続	環境に配慮した製品の設計、販売及びサービスの実施	発生抑制(リデュース) 再使用(リユース) 再生利用(リサイクル)	ホームページ等において、環境に配慮した製品の設計、販売及びサービスの実施への協力を要請します。	—	×
20	継続	環境学習の実施	—	環境処理センターの見学会を実施します。	・市内の小学生4年に対して社会見学を実施しました。 ・令和2年1月31日に出前講座(芦屋市のごみ)を行いました。	○
21	継続	ポスター展の開催	—	市内の小・中学生を対象に「環境問題・ごみの減量化・市民マナー」をテーマとしてポスター作品を募集・展示します。 ○12月頃実施予定	市内の小・中学生を対象に「環境問題・ごみの減量化・市民マナー」をテーマとしてポスター作品を募集し、12月に2週間展示しました。 応募数 465点	○
22	継続	持ち去り防止パトロールの実施	—	重点地区等を精査することにより、より効果的にパトロールを実施します。	重点地区等を精査することにより、より効果的にパトロールを実施しました。	○
23	継続	持ち込みごみ予約制の実施	発生抑制 (リデュース)	現状の体制で継続します。	予約受付の段階で、センターに搬入可能なもの・不可能なものをご説明することで、ごみの適正処理・排出抑制に取り組みました。	○
24	継続	適正な料金体系の検討	—	平成31年度の消費税改定に備えて、他自治体の状況を注視します。	令和2年4月1日より、廃棄物処理手数料(持ち込みごみの処理料金を900円から1,080円など)に改定します。	○
25	継続	有料化の検討	発生抑制(リデュース) 再使用(リユース) 再生利用(リサイクル) 排出者負担の公平性	ごみ排出量の推移を踏まえ、他自治体の状況を注視します。	近隣市の状況を調査しました。	○
26	継続	分別区分の見直しの検討	再生利用 (リサイクル)	現状焼却処理しているプラスチック製容器包装の分別収集について、他自治体の状況を注視します。	【兵庫県内41市町プラスチック製容器包装分別実績】 H30.4月:31市町 → H31.4月:31市町(変化なし) ※兵庫県一般廃棄物処理	○
27	継続	処理センターにおける適正処理	—	各種方策を推進することにより、芦屋市環境処理センターにおける適正処理を実施します。	水銀を含むごみにより水銀濃度が基準値を超えたため、啓発を強化するとともに、改善後は温度管理、薬剤投入により適正に処理を実施しました。	×

令和2年度の展望	取組
ホームページ・twitter等によりイベント情報を紹介するとともに、リユースフェスタや環境フリーマーケットの機会を通じ、ごみの減量化や再資源化など環境への意識の向上を図ります。 ○リユースフェスタ(年2~3回) ○環境フリーマーケット(年2回)	○
ホームページ・twitter等により、環境に配慮した商品を紹介するなど啓発します。	○
ホームページ・twitter等により、段ボールコンポスト等を紹介するなど引き続き啓発します。	○
ホームページ・twitter等により、ごみの減量方法を紹介するなど引き続き啓発します。	○
ホームページ・twitter等により、よくある分別の問い合わせを紹介するなど引き続き啓発します。	○
ホームページ・twitter等により、参考事例を紹介するなど啓発します。	○
・令和2年度より環境処理センターの見学会を出前講座に追加します。 ・夏休みに親子向け見学会を行います。	○
市内の小・中学生を対象に「環境問題・ごみの減量化・市民マナー」をテーマとしてポスター作品を募集・展示します。 ○12月頃実施予定	○
重点地区等を精査することにより、より効果的にパトロールを実施します。	○
現状の体制で継続します。	○
指定袋の導入の検討状況に応じて、必要が生じる場合は、処理料金も検討します。	○
指定袋の導入の検討をはじめます。	◎
現状焼却処理しているプラスチック製容器包装の分別収集について、他自治体の状況を注視します。	○
排ガス中の水銀濃度が基準値を超えないよう、引き続き適正に処理を実施し続けます。	○

8 適正処理（市民・事業者・市（行政）の責務）

(1) 市民の責務

市民は、廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用等により廃棄物の再使用を図り、廃棄物を分別して家庭ごみステーションに排出すること等により、廃棄物の減量化・再資源化その他その適正な処理に関し市の施策に協力しなければならない。

(2) 事業者の責務

ア 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

イ 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の減量に努めるとともに、その製品、容器等が廃棄物となった場合において、その適正な処理が困難にならないようにしなければならない。

ウ 事業者は、上記に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し、市の施策に協力しなければならない。

(3) 市（行政）の責務

ア 市は、一般廃棄物の排出の抑制、再生資源の回収、分別収集その他の施策を通じて一般廃棄物の減量を推進するとともに、適正な処理を図らなければならない。

イ 市は、廃棄物の減量及び適正な処理について、市民及び事業者への啓発を行うとともに、自主的な活動の促進を図るよう情報提供等を行わなければならない。

ウ 市は、一般廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、処理施設の整備及び作業方法の改善を図り、能率的な運営に努めなければならない。

9 収集・運搬計画

一般家庭から排出される生活系ごみを「燃やすごみ」、「資源ごみ」、「その他燃やさないごみ」、「粗大ごみ」、「一時多量ごみ」及び「植木の剪定ごみ」に分別して収集します。

分別の種類としては、「燃やすごみ」、「段ボール」、「雑誌・チラシ・その他紙類」、「新聞紙」、「紙パック」、「ペットボトル」、「缶」、「ビン」、「その他燃やさないごみ」、「粗大ごみ」、「一時多量ごみ」、「植木の剪定ごみ」の12分別とします。

なお、水銀血圧計や水銀体温計等の水銀を含有する廃棄物は環境処理センターへ持ち込むようお願いしていたが、より適正な処理を図るため、拠点回収を実施します。

(1) 一般廃棄物の収集・運搬

一般廃棄物の収集・運搬は、市、市が委託した業者、一般廃棄物収集運搬許可業者及び事業系ごみを自ら運搬する事業者が行うこととします。

ただし、芦屋浜及び南芦屋浜の一部区域については、生活系ごみのうち、燃やすごみを、廃棄物運搬用パイプライン施設で行う。燃やすごみのうち、廃棄物運搬用パイプライン施設に適さないもの（投入口より大きいごみ等）は、月1回車両による収集を行います。

ア 市（市が委託して収集・運搬する場合を含む。）が収集・運搬するごみ

(ア) 一般家庭が排出する生活系ごみ

イ 一般廃棄物収集運搬許可業者が収集運搬するごみ及び事業者が自ら運搬するごみ

a 事業所が排出する事業系ごみ

b 一般家庭が排出する生活系ごみで市の収集・運搬（市が委託して収集・運搬する場合を含む。）によらないごみ

c 事業活動に伴って生じたごみ

一般廃棄物収集運搬許可業者

会社名	住所	電話番号	ファクス番号
芦屋環境サービス(株)	芦屋市若宮町5-18	34-5788	34-5790
(有)芦屋浄水	芦屋市楠町3-13	22-5672	31-6834
(株)ウィルパワー	芦屋市大原町4-13	62-6350	25-0239
(株)エコワークシステム	芦屋市船戸町3-25	23-3366	32-3777
(株)シントー	芦屋市上宮川町2-10-4F	35-2848	35-2860
(有)NAKAZAWA	芦屋市公光町10-8	25-0441	25-0443
(株)藤起業	芦屋市上宮川町9-3	35-7274	55-3345
(株)丸与商店	芦屋市楠町3-13	22-8598	22-8693

ウ 特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）対象品

特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）の対象になる機器のうち、義務外品（業者に引取りが義務付けられていないもの）については、兵庫県電機商業組合での引き取りを進めます。

(2) 排出方法

ア 市民は、この計画に定めるごみの分別種類ごとに袋等に収納し、家庭ごみステーションに搬出するなど、市が行う収集運搬業務に協力しなければならない。

イ 家庭ごみステーションとは、原則として複数の家庭が共同でごみを排出する場所をいい、それを利用しようとする市民等が協議のうえ定めた位置を市に申し出て、市が収集可能であると確認することにより決まる。その位置を明示した地図は、環境処理センターの収集事業課において、閲覧が可能です。

ウ 市民は、生活系ごみを排出する場合は、12頁別表第1に定める収集曜日及び時間に排出する。また、排出するごみが危険性又は毒性を有し、その他収集運搬に支障がある場合は、危険性を除去する等適切な処置を講じた後でなければ、排出してはならない。

(3) 芦屋市さわやか収集

自ら家庭ごみステーションに家庭ごみ等を排出することが困難であり、かつ、親族等による協力を得ることができない高齢者又は障がいのある方で、職員等による面談・調査の結果、一定の条件に該当する者を対象に、燃やすごみ、段ボール、雑誌・

チラシ・その他紙類，新聞紙，紙パック，ペットボトル，缶，ビン，その他燃やさないごみ及び粗大ごみを自宅の玄関先等で収集します。

また，希望者に対して安否確認も行い，高齢者又は障がいのある方の生活環境に支障が生じないように支援します。

(4) パイプライン施設

廃棄物運搬用パイプライン施設について，利用者との協議を重ねつつ，定められた期間での適正運用に向けて計画的に事業を進めます。

●対象物・排出方法・中間処理方法

本市では12分別による収集を行っており，分別区分別の対象物，排出方法及び中間処理方法は次のとおりです。

分別区分	対象物	排出方法	中間処理方法		
			一次処理	二次処理	
燃やすごみ	生ごみ類，布類，プラスチック類等	生ごみ類：水をよく切り，ごみ袋の真ん中に入れて排出 紙おむつ類：汚物をトイレに流してから排出 天ぷら油：紙や布にしみ込ませてから排出 木くず：1本が長さ50cm以内，直径10cm以内に切って束ねて排出	焼却処理	焼却灰・ばいじん処理物：埋立処分	
燃やさないごみ	紙資源	段ボール 雑誌・チラシ等 新聞紙 紙パック	段ボール 雑誌，チラシ，その他紙類 新聞紙 紙パック	別々の袋で排出 保管 資源物：再資源化	
	資源ごみ	ペットボトル	ペットボトル	・キャップやラベルをはがし，中身を出し，水洗いしてから排出 ・第1・5・6週に出す場合は，ビンとは別々の袋で排出	選別・圧縮処理 資源物：再資源化 選別残渣：焼却処理
		缶	スチール缶類，アルミ缶類	・キャップやラベルをはがし，中身を出し，水洗いしてから排出 ・はがしたキャップやラベルは，素材が金属の場合は「その他燃やさないごみ」，紙・プラスチックの場合は「燃やすごみ」で排出	選別処理 資源物：再資源化 選別残渣：焼却処理
		ビン	ジュースのビン，調味料のビン等		選別処理 資源物：再資源化 選別残渣：焼却処理
		その他燃やさないごみ	小型家電，鉄類，ガラス類，陶器類等	整髪料・殺虫剤・卓上ガスボンベ等： 中身を使い切り，袋に入れて排出 包丁・はさみ・ガラスの破片等： 厚紙に入れて，「キケン」と表示して排出 乾電池類は，中身の見える別袋に入れて排出	破碎・選別処理 資源物：再資源化 選別残渣：焼却処理
		粗大ごみ	(縦・横・高さいずれか一辺)50cm以上の燃やすごみ，30cm以上の燃やさないごみ	粗大ごみ処理券を必要枚数購入し，氏名を記入のうえ，粗大ごみに貼り，予約日に指定場所に排出	破碎・選別処理 資源物：再資源化 選別残渣：焼却処理
一時多量ごみ	引っ越し等の一時多量ごみ	「粗大ごみ」，「燃やすごみ」，「缶」，「ビン」等に分けて排出	焼却処理	焼却灰・ばいじん処理物：埋立処分	
植木剪定ごみ	植木剪定の木，枝，葉っぱ	雑草：土をよく払いごみ袋で排出 木：長さ50cm以内，直径10cm以内に切って，紙等で束ねて排出	焼却処理	焼却灰・ばいじん処理物：埋立処分	

●収集回数・地域・区分・方式

収集・運搬体制は、地域毎に異なっており、生活系ごみは、市職員による収集（市直営）、市の委託業者による収集（委託）、パイプラインによる収集、一般廃棄物収集運搬許可業者による収集のいずれかで実施しています。

一方、事業系ごみは、事業者が自ら本市の許可業者と契約することで収集しています。

ごみの種類と収集回数			収集地域	収集区分	収集方法	搬入先	
燃やすごみ	週 2 回		JR以南(楠町を除く)～防潮堤線(臨港線)以北、芦屋浜(高浜町1・10～20番)、南芦屋浜(陽光町8番20号、海洋町8～14番、南浜町10～18番、涼風町)	市直営	ステーション方式	芦屋市環境処理センター	
	週 2 回		JR以北、楠町	委託			
	随 時		芦屋浜(新浜町、浜風町、高浜町2～9番、若葉町、緑町、潮見町)、南芦屋浜(陽光町1～7番、海洋町1～7番、南浜町1～9番)	市直営	パイプライン輸送		
	月 1 回 (パイプラインに投入できない物)		芦屋浜(新浜町、浜風町、緑町、潮見町) 南芦屋浜(陽光町8番20号)	市直営	ステーション方式		
		芦屋浜(高浜町2～9番、若葉町)、南芦屋浜(陽光町1～7番、海洋町1～7番、南浜町1～9番)	委託				
燃やさないごみ	紙資源	段ボール	第1・5週の水曜日	全市域	JR以北(楠町を含む)、芦屋浜(高浜町2～9番、若葉町)、南芦屋浜(陽光町1～7番、南浜町1～9番)は委託	ステーション方式	再生事業者施設内
		雑誌・チラシ等	第2週の水曜日	全市域	JR以南(楠町を除く)、芦屋浜(高浜町1・10～20番、浜風町、新浜町、緑町、潮見町)	ステーション方式	
		新聞紙	第4週の水曜日	全市域	JR以南(楠町を除く)、芦屋浜(高浜町1・10～20番、浜風町、新浜町、緑町、潮見町)	ステーション方式	
		紙バック	第4週の水曜日	全市域	JR以南(楠町を除く)、芦屋浜(高浜町1・10～20番、浜風町、新浜町、緑町、潮見町)	ステーション方式	
	ペットボトル	第3週の水曜日及び第1・5・6週		全市域(高浜町2～9番、若葉町を除く)	JR以南(楠町を除く)～防潮堤線(臨港線)以北	ステーション方式	芦屋市環境処理センター
		第1・3・4・5週の木曜日		高浜町2～9番、若葉町	JR以北、楠町		
	缶	第3週		JR以南(楠町を除く)～防潮堤線(臨港線)以北	市直営	ステーション方式	
				JR以北、楠町	委託		
				芦屋浜(新浜町、浜風町、高浜町1・10～20番、緑町、潮見町)、南芦屋浜(陽光町8番20号、海洋町8～14番、南浜町10～18番、涼風町)	市直営		
				南芦屋浜(陽光町1～7番、海洋町1～7番、南浜町1～9番)	委託		
				毎 週	芦屋浜(高浜町2～9番、若葉町)		
	ビン	第1・5・6週		JR以南(楠町を除く)～防潮堤線(臨港線)以北	市直営	ステーション方式	
				JR以北、楠町	委託		
芦屋浜(新浜町、浜風町(5～8番を除く)、高浜町1・10～20番、緑町(1・3・4を除く)、潮見町)、南芦屋浜(陽光町8番20号、海洋町8～14番、南浜町10～18番、涼風町)				市直営			
南芦屋浜(陽光町1～7番、南浜町1～9番、海洋町1～7番)				委託			
毎 週				芦屋浜(浜風町5～8番、高浜町2～9番、若葉町、緑町1・3・4番)	委託		
その他 燃やさないごみ	第2・4週		JR以南(楠町を除く)～防潮堤線(臨港線)以北	市直営	ステーション方式		
			JR以北、楠町	委託			
			芦屋浜(新浜町、浜風町、高浜町1・10～20番、緑町、潮見町)、南芦屋浜(陽光町8番20号、海洋町8～14番、南浜町10～18番、涼風町)	市直営			
			芦屋浜(高浜町2～9番、若葉町)、南芦屋浜(陽光町1～7番、海洋町1～7番、南浜町1～9番)	委託			
粗大ごみ	申込み・予約制	全市域	市直営	戸別収集			
一時多量ごみ							
植木の剪定ごみ							
事業所が排出するごみ	随 時	全市域	一般廃棄物収集運搬業者	戸別収集			
市の収集方法によらない一般家庭排出ごみ							

町名 / 分別種出す時間	燃やすごみ	燃やさないごみ											粗大ごみ	一時多量ごみ 植木剪定ごみ
		資源ごみ										その他 燃やさないごみ		
		紙資源				ペットボトル			缶	ビン				
		段ボール	雑誌・チラシ等	新聞紙	紙パック	ペットボトル								
午前8時30分まで	午前8時30分まで	午前8時30分まで	午前8時30分まで	午前8時30分まで	午前8時30分まで	午後0時30分まで	午後0時30分まで	午後0時30分まで	午後0時30分まで	午後0時30分まで				
あ	朝日ヶ丘町	火・金	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 木	第3週 木	第1・5週 木	第2・4週 木			
い	岩園町	火・金	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 金	第3週 金	第1・5週 金	第2・4週 金			
	伊勢町	月・木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 金	第3週 金	第1・5週 金	第2・4週 金			
う	打出小椋町	火・金	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5・6週 月	第3週 月	第1・5・6週 月	第2・4週 月			
	打出町	火・金	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5・6週 月	第3週 月	第1・5・6週 月	第2・4週 月			
お	奥池町	月・木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 水	第3週 水	第1・5週 水	第2・4週 水			
	奥池南町	月・木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 水	第3週 水	第1・5週 水	第2・4週 水			
	奥山	月・木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 火	第3週 火	第1・5週 火	第2・4週 火			
	大原町	月・木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 金	第3週 金	第1・5週 金	第2・4週 金			
か	大槻町	月・木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 木	第3週 木	第1・5週 木	第2・4週 木			
	上宮川町	火・金	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 木	第3週 木	第1・5週 木	第2・4週 木			
	春日町	火・金	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5・6週 月	第3週 月	第1・5・6週 月	第2・4週 月			
	川西町	月・木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 火	第3週 火	第1・5週 火	第2・4週 火			
き	海洋町1～7番	ハイライン	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 水	第3週 水	第1・5週 水	第2・4週 水			
	海洋町8～14番	火・金	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 水	第3週 水	第1・5週 水	第2・4週 水			
	公光町	月・木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 木	第3週 木	第1・5週 木	第2・4週 木			
く	楠町	火・金	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 木	第3週 木	第1・5週 木	第2・4週 木			
	呉川町	月・木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 金	第3週 金	第1・5週 金	第2・4週 金			
さ	三条町	月・木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 火	第3週 火	第1・5週 火	第2・4週 火			
	三条南町	月・木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 火	第3週 火	第1・5週 火	第2・4週 火			
し	親王塚町	火・金	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 金	第3週 金	第1・5週 金	第2・4週 金			
	清水町	月・木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 火	第3週 火	第1・5週 火	第2・4週 火			
	潮見町	ハイライン	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 木	第3週 木	第1・5週 木	第2・4週 木			
す	涼風町	火・金	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 木	第3週 木	第1・5週 木	第2・4週 木			
	精道町	月・木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5・6週 月	第3週 月	第1・5・6週 月	第2・4週 月			
た	竹園町	月・木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 金	第3週 金	第1・5週 金	第2・4週 金			
	高浜町2～9番	ハイライン	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第1・3・4・5週 木	毎週 月	毎週 金 午前	第2・4週 月				
	高浜町1・10～20番	火・金	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5・6週 月	第3週 月	第1・5・6週 月	第2・4週 月			
ち	大東町	火・金	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 水	第3週 水	第1・5週 水	第2・4週 水			
	茶屋之町	月・木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 木	第3週 木	第1・5週 木	第2・4週 木			
つ	月若町	月・木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 火	第3週 火	第1・5週 火	第2・4週 火			
	津知町	月・木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 火	第3週 火	第1・5週 火	第2・4週 火			
な	業平町	火・金	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 木	第3週 木	第1・5週 木	第2・4週 木			
	南宮町	火・金	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 水	第3週 水	第1・5週 水	第2・4週 水			
に	西山町	月・木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5・6週 月	第3週 月	第1・5・6週 月	第2・4週 月			
	西芦屋町	月・木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 火	第3週 火	第1・5週 火	第2・4週 火			
	西蔵町	火・金	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 水	第3週 水	第1・5週 水	第2・4週 水			
	新浜町	ハイライン	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 金	第3週 金	第1・5週 金	第2・4週 金			
は	浜町	火・金	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 水	第3週 水	第1・5週 水	第2・4週 水			
	浜芦屋町	月・木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 金	第3週 金	第1・5週 金	第2・4週 金			
	浜風町(5～8番除く)	ハイライン	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 金	第3週 金	第1・5週 金	第2・4週 金			
	浜風町5～8番	ハイライン	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 金	第3週 金	毎週 金 午前	第2・4週 金			
ひ	東芦屋町	月・木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 水	第3週 水	第1・5週 水	第2・4週 水			
	東山町	月・木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 水	第3週 水	第1・5週 水	第2・4週 水			
	平田北町	月・木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 火	第3週 火	第1・5週 火	第2・4週 火			
	平田町	月・木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 火	第3週 火	第1・5週 火	第2・4週 火			
ふ	船戸町	月・木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 水	第3週 水	第1・5週 水	第2・4週 水			
	松ノ内町	月・木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 水	第3週 水	第1・5週 水	第2・4週 水			
ま	前田町	月・木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 火	第3週 火	第1・5週 火	第2・4週 火			
	松浜町	月・木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 金	第3週 金	第1・5週 金	第2・4週 金			
	翠ヶ丘町	火・金	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5・6週 月	第3週 月	第1・5・6週 月	第2・4週 月			
み	南浜町1～9番	ハイライン	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 木	第3週 木	第1・5週 木	第2・4週 木			
	南浜町10～18番	火・金	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 木	第3週 木	第1・5週 木	第2・4週 木			
	宮塚町	月・木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 木	第3週 木	第1・5週 木	第2・4週 木			
	宮川町	月・木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5・6週 月	第3週 月	第1・5・6週 月	第2・4週 月			
	緑町(1・3・4番除く)	ハイライン	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 木	第3週 木	第1・5週 木	第2・4週 木			
	緑町1・3・4番	ハイライン	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 木	第3週 木	毎週 金 午前	第2・4週 木			
や	山手町	月・木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 火	第3週 火	第1・5週 火	第2・4週 火			
	山芦屋町	月・木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5・6週 月	第3週 月	第1・5・6週 月	第2・4週 月			
よ	陽光町1～7番	ハイライン	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 水	第3週 水	第1・5週 水	第2・4週 水			
	陽光町8番20号	火・金	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 水	第3週 水	第1・5週 水	第2・4週 水			
ろ	六蔵荘町	火・金	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 金	第3週 金	第1・5週 金	第2・4週 金			
	若宮町	火・金	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5・6週 月	第3週 月	第1・5・6週 月	第2・4週 月			
わ	若葉町	ハイライン	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第1・3・4・5週 木	毎週 火	毎週 金 午前	第2・4週 火				

申込み・予約制
電話 22-2166
月～金曜日の午前9時～午後4時まで

申込み・予約制
電話 22-2155
月～金曜日の午前7時30分～午後4時まで(昼12時～12時45分を除く)

10 中間処理計画

(1) 受入可能な廃棄物等

一般廃棄物（一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物を含む。）の中間処理は、本市が行います。

ア ごみ及び粗大ごみの処理

(ア) 焼却

計画収集ごみ（パイプライン収集ごみを含む。）及び事業所が搬入する燃やすごみは、環境処理センターにおいて焼却します。

(イ) 破砕処理

可燃性粗大ごみは、環境処理センターにおいて破砕し、焼却します。

(ウ) 有価物選別業務

燃やさないごみ及び不燃性粗大ごみは、有価物を選別し再資源化を図ります。

イ 一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物（「芦屋市環境処理センターへの産業廃棄物搬入要領」参照）一般廃棄物と併せて焼却処理する産業廃棄物は、次に掲げる廃棄物とします。

(ア) 紙くず

(イ) 木くず

(ウ) 繊維くず

(I) その他市長が必要と認めたもの

ウ 特定家庭用機器再商品化法による家電4品目〔エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機〕

買換え時の下取りをする家電以外でも兵庫県電機商業組合が引き取る「兵庫方式」で処理することとします。

エ 在宅医療廃棄物

(ア) 注射針等の鋭利な物

医療関係者、患者又は家族が医療機関に持込み、感染性廃棄物として処理することとします。

(イ) その他の非鋭利な物

市が一般廃棄物として処理します。

オ アスベスト含有廃棄物

特別管理廃棄物のため、環境処理センターでは処理ができないため、排出者が専門の業者に依頼し、取外し、運搬、処理することとします。

(2) 中間処理施設

- ア 名称：芦屋市環境処理センター
 イ 所在地：芦屋市浜風町31-1
 ウ 処理設備：焼却炉・破砕機・不燃物圧縮機・切断機
 エ 処理量：焼却処理 27,321t（令和元年度見込み値）
 資源化処理 3,495t（令和元年度見込み値）

焼却炉	型 式		全連続燃焼式焼却炉
	処 理 能 力		230t/24h(115t/24h×2基)
破砕機	可 燃 性 粗大ごみ用	型 式	二軸剪断式破砕機 NS-552SK
		処 理 能 力	10t/5h 破砕寸法 200mm以下
	不 燃 性 粗大ごみ用	型 式	二軸剪断式破砕機 NS-452S
		処 理 能 力	5~8t/h
圧縮機	型 式		カンスクイザーKC10-D3
	処 理 能 力		10t/8h
切断機	型 式		アリゲータ式
	切 断 能 力		刃先 13t 刃元 74t
ペットボトル減容設備	型 式		油圧圧縮梱包式
	処 理 能 力		300kg/h

焼却処理

単位:t/年

項目\年度	R1(見込み)
搬入	27,321
燃やすごみ	25,871
選別残渣	1,450
搬出	4,178
焼却灰・ばいじん処理物	4,178

資源化処理

単位:t/年

項目\年度	R1(見込み)
搬入	3,495
資源ごみ	1,957
紙資源	899
ペットボトル	209
缶	132
ビン	717
その他燃やさないごみ	1,228
粗大ごみ	309
搬出	3,495
資源化物	2,045
紙資源	978
ペットボトル	172
缶	99
ビン	497
金属類	298
選別残渣	1,450

(3) ごみ処理施設整備計画

効率的で持続可能な運用を目指した施設の運営方針を定めるため、焼却施設は西宮市と広域化の協議を行い、資源化施設は単独整備に向けた検討を行います。また、施設整備までの間の維持管理については、長期包括的運営業務の委託の準備を進めます。

1 1 最終処分計画

一般廃棄物の最終処分は、埋立処分します。

(1) 埋立処分の対象

焼却灰，ばいじん処理物

(2) 最終処分地の概要

ア 委 託 先：大阪湾広域臨海環境整備センター

イ 搬 入 基 地：尼崎基地（尼崎市平左衛門町）

ウ 埋立処分場：神戸沖埋立処分場

エ 埋 立 方 法：海面埋立方式（管理型）

オ 処 理 量：4,178t（令和元年度見込み値）

【資料】

芦屋市環境処理センターへの産業廃棄物搬入要領

1 搬入できる産業廃棄物の種類

- (1) 紙くず
- (2) 木くず
- (3) 繊維くず
- (4) その他市長が必要と認めたもの

2 搬入時の遵守事項（次のことは、固く守ってください。）

- (1) 搬入する産業廃棄物は、自らの事業活動に伴って生じたもので、自らが運搬するもののほか、事業者が運搬を他人に委託する場合には、県知事の許可を受けた産業廃棄物収集運搬業者に委託してください。（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条第5項）
- (2) 搬入できる「木くず」は、長さ 50 cm, 直径 10 cm以下のものとします。
- (3) 産業廃棄物を搬入するときは、他の一般廃棄物と混載しないでください。
- (4) 産業廃棄物の搬入許可を受けた者が一般廃棄物を搬入するときは、あらかじめ計量するまでに係員に申し出てください。
- (5) 係員の指示に従わないときは、搬入を許可しないことがあります。

ごみ処理総合原価算出根拠 (平成30年度)

(円)

原価要素	区分	収 集 部 門				中 間 処 理 部 門				最終処理部門		合 計	構成比		
		車両収集	真空収集	委託収集	計	構成比	資源化	焼 却	計	構成比	最終処理			構成比	
人 件 費	報 酬	①			0	0.00%	172,600		172,600	0.02%			172,600	0.01%	
	給 料	②	123,148,152	9,826,440	※1	132,974,592	18.57%	18,076,249	14,033,288	32,109,537	4.62%	※2	165,084,129	11.26%	
	諸 手 当	③	109,551,533	8,839,916		118,391,449	16.53%	16,576,327	11,305,516	27,881,843	4.01%		146,273,292	9.98%	
	共 済 費	④	49,900,319	3,147,770		53,048,089	7.41%	7,413,570	3,553,539	10,967,109	1.58%		64,015,198	4.37%	
	賃 金	⑤	11,245,611			11,245,611	1.57%		2,301,902	2,301,902	0.33%		13,547,513	0.92%	
	報 償 費	⑥				0	0.00%	14,051,418	8,100	14,059,518	2.02%		14,059,518	0.96%	
	普 通 旅 費	⑦	26,040	25,528		51,568	0.01%	20,558	14,514	35,072	0.01%		86,640	0.01%	
	特 別 旅 費	⑧				0	0.00%			0	0.00%		0	0.00%	
	費 用 弁 償	⑨				0	0.00%	7,460		7,460	0.00%		7,460	0.00%	
	計 (A)		293,871,655	21,839,654		315,711,309	44.08%	56,318,182	31,216,859	87,535,041	12.60%		403,246,350	27.50%	
所 要 経 費	需 用 費	⑩	18,844,957	35,740,175		54,585,132	7.62%	8,150,333	157,062,161	165,212,494	23.79%	0.00%	219,797,626	14.99%	
	役 務 費	⑪	978,270			978,270	0.14%	1,548,596	891,262	2,439,858	0.35%	4,672,121	8.42%	8,090,249	0.55%
	委 託 料	⑫	9,731,490	101,879,145	168,043,572	279,654,207	39.04%	45,220,895	347,781,276	393,002,171	56.59%	50,793,452	91.56%	723,449,830	49.34%
	使用料及び賃借料	⑬	414,414			414,414	0.06%	2,140	205,644	207,784	0.03%	0.00%	622,198	0.04%	
	工 事 請 負 費	⑭	2,007,720	41,886,396		43,894,116	6.13%	7,851,600	37,687,572	45,539,172	6.56%	0.00%	89,433,288	6.10%	
	備 品 購 入 費	⑮	14,337,000			14,337,000	2.00%		116,964	116,964	0.02%	0.00%	14,453,964	0.99%	
	負担金補助・交付金	⑯		100,000		100,000	0.01%	13,000	154,100	167,100	0.02%	10,000	0.02%	277,100	0.02%
	補償・補填賠償金	⑰		6,319,080		6,319,080	0.88%			0	0.00%	0.00%	6,319,080	0.43%	
	公 課 費	⑱	267,000			267,000	0.04%		311,300	311,300	0.04%	0.00%	578,300	0.04%	
	計 (B)		46,580,851	185,924,796	168,043,572	400,549,219	55.92%	62,786,564	544,210,279	606,996,843	87.40%	55,475,573	100.00%	1,063,021,635	72.50%
部門別経費 (A)+(B)			340,452,506	207,764,450	168,043,572	716,260,528	100.00%	119,104,746	575,427,138	694,531,884	100.00%	55,475,573	100.00%	1,466,267,985	100.00%
処 理 量 (t)		⑲	8,764	2,354	8,897	20,015		6,148	28,741	34,889		4,521	34,337		
		A 経 費	B 経 費					C 処理量					D 処理量		
単位当り直接原価(円/t)		⑳	38,846	88,260	18,887	35,786		19,372	20,021	19,906		12,270	42,702		
1人当り直接原価 /年		㉑	8,282	13,815	4,214	7,459		1,240	5,992	7,233		577	15,270		
1世帯当り直接原価/年		㉒	17,676	29,106	9,200	16,036		2,666	12,883	15,550		1,242	32,829		
人 口			41,104	15,039	39,874	96,017		96,017	96,017	96,017		96,017	96,017		
世 帯			19,260	7,138	18,265	44,663		44,663	44,663	44,663		44,663	44,663		

人口、世帯数は、平成30年10月1日現在

A 経 費 : 需用費 18,844,957円 = 需用費(3,546,311円+13,547,186円) + 水道料(1,751,460円)

B 経 費 : 需用費 35,740,175円 = 需用費(10,208,327円) + パイプラインセンター電気(25,531,848円)

C 処理量 : 処理量 6,148t = ペットボトル(202,130kg) + 燃やさないごみ(2,464,580kg) + 再生資源集団回収量(3,481,702kg)

D 処理量 : 処理量 34,337t = 総ごみ発生量(30,855,650kg) + 再生資源集団回収量(3,481,702kg)

※ 車両収集経費に、「ごみ収集車両購入」に係る経費14,256,000円を含む。

※1 車両収集経費に、委託収集にかかる事務経費を含む。

※2 焼却経費に、最終処理にかかる事務経費を含む。

現況把握データ

令和元年度の見込値については、令和元年12月までの実績値及び令和元年1月からの推計値で算出しています。

1 ごみ排出量

(1) ごみ排出量

単位:t/年

項目\年度	H30(実績)	R1(見込み)	R1(目標)
生活系ごみ ^{※1}	24,846	23,679	25,333
燃やすごみ	18,046	17,216	18,195
燃やさないごみ			
資源ごみ ^{※2}	2,033	1,957	2,301
紙資源	950	899	1,171
ペットボトル	202	209	178
缶	131	132	135
ビン	750	717	817
その他燃やさないごみ	976	920	625
粗大ごみ	309	309	257
集団回収 ^{※3}	3,482	3,277	3,955
事業系ごみ ^{※4}	9,491	8,963	8,721
燃やすごみ	9,193	8,655	8,580
燃やさないごみ	298	308	141
ごみ排出量 ^{※5}	34,337	32,643	34,054

※1 市民が生活する上で発生する一般廃棄物

※2 生活系ごみのうち、紙資源、ペットボトル、缶、ビン

※3 地域住民団体が独自に排出する資源ごみ

※4 事業者が事業活動をする上で発生する廃棄物で、産業廃棄物以外の一般廃棄物

※5 生活系ごみ量と事業系ごみ量の合計

(2) 1人1日当たりのごみ排出量

ごみ排出量を各年度の人口及び年間日数で除して算出した、1人1日当たりのごみ排出量は以下のとおりです。

単位:g/人・日

項目\年度	H30(実績)	R1見込み	R1(目標)
生活系ごみ	708.8	676.8	713.3
燃やすごみ	514.9	492.0	512.3
燃やさないごみ			
資源ごみ	58.0	56.0	64.8
紙資源	27.1	25.7	33.0
ペットボトル	5.8	6.0	5.0
缶	3.7	3.8	3.8
ビン	21.4	20.5	23.0
その他燃やさないごみ	27.8	26.3	17.6
粗大ごみ	8.8	8.8	7.2
集団回収	99.3	93.7	111.4
事業系ごみ	270.8	256.1	245.6
燃やすごみ	262.3	247.3	241.6
燃やさないごみ	8.5	8.8	4.0
ごみ排出量	979.6	932.9	958.9

2 ごみ処理量

(1) 焼却施設処理量

焼却施設では、燃やすごみ及び資源化施設から資源化物を選別処理する過程で発生する選別残渣（以下「選別残渣」という。）を焼却処理しています。

単位:t/年

項目\年度	H30(実績)	R1(見込み)	R1(目標)
搬入	28,741	27,321	27,720
燃やすごみ	27,239	25,871	26,775
選別残渣	1,502	1,450	945
搬出	4,521	4,178	4,906
焼却灰・ばいじん処理物	4,521	4,178	4,906

(2) 資源化施設処理量

資源化施設では、資源ごみ、その他燃やさないごみ及び粗大ごみの破碎・選別・減容処理等を行っており、選別された資源化物は、再生事業者に引き渡しています。

単位:t/年

項目\年度	H30(実績)	R1(見込み)	R1(目標)
搬入	3,616	3,495	3,324
資源ごみ	2,033	1,957	2,301
紙資源	950	899	1,171
ペットボトル	202	209	178
缶	131	132	135
ビン	750	717	817
その他燃やさないごみ	1,274	1,228	766
粗大ごみ	309	309	257
搬出	3,616	3,495	3,324
資源化物	2,114	2,045	2,379
紙資源	1,029	978	1,234
ペットボトル	158	172	143
缶	103	99	134
ビン	510	497	603
金属類	314	298	265
選別残渣	1,502	1,450	945

(3) リサイクル率

リサイクル率は、再資源化される資源物量の割合を示しています。

単位:t/年

項目\年度	H30(実績)	R1(見込み)	R1(目標)
ごみ処理量	30,856	29,366	30,099
資源化量	5,596	5,322	6,334
資源化物	2,114	2,045	2,379
集団回収	3,482	3,277	3,955
リサイクル率^{※1}	16.3%	16.3%	18.6%

※1 リサイクル率(%)=(資源化物+集団回収)/(ごみ処理量+集団回収)×100

(4) 最終処分量

最終処分量は、焼却施設において燃やすごみ及び選別残渣を焼却する過程で発生する焼却灰・ばいじん処理物の全量です。

単位:t/年

項目\年度	H30(実績)	R1(見込み)	R1(目標)
最終処分量	4,521	4,178	4,906